投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2024.09.20

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)／(標　準　型)／(株式重視型)

愛称:ゆめ計画

追加型投信／内外／資産複合

本書は金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は、下記の委託会社のホームページで閲覧またはダウンロードすることができます。また、本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されています。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

委託会社[ファンドの運用の指図を行います]

ニッセイアセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者登録番号　関東財務局長(金商)第369号

受託会社[ファンドの財産の保管および管理を行います]

三菱UFJ信託銀行株式会社

お問合せ　ニッセイアセットマネジメント株式会社

コールセンター　0120-762-506
9:00～17:00(土日祝日・年末年始を除く)

ホームページ　https://www.nam.co.jp/

本書においては、各ファンドの名称について下記の正式名称または略称のいずれかで記載します。
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）愛称:ゆめ計画30…債券重視型
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）愛称:ゆめ計画50…標準型
ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）愛称:ゆめ計画70…株式重視型

◉委託会社の情報 （2024年6月末現在）

委託会社名	ニッセイアセットマネジメント株式会社	資　本　金	100億円
設立年月日	1995年4月4日	運用する投資信託財産の合計純資産総額	10兆917億円

◉商品分類等

商品分類			属性区分				
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産（収益の源泉）	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	内外	資産複合	その他資産（投資信託証券（資産複合（株式・債券）資産配分固定型））	年1回	グローバル（日本含む）	ファミリーファンド	なし

・属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、為替変動リスクに対する対円でのヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の内容については、一般社団法人投資信託協会ホームページ https://www.toushin.or.jp/にてご確認いただけます。

- 本書により行う「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）／（標　準　型）／（株式重視型）」の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2024年9月19日に関東財務局長に提出しており、2024年9月20日にその届出の効力が生じております。
- ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に際しては、事前に受益者（既にファンドをお持ちの投資者）の意向を確認する手続きが規定されています。また、ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産との分別管理等が義務付けられています。
- 商品内容・販売会社に関するお問合せは、委託会社のコールセンターで承っております。
- 基準価額（便宜上1万口当りに換算した価額で表示されます）については、原則として計算日の翌日付の日本経済新聞朝刊（ファンド掲載名　債券重視型:ゆめ計30　／　標　準　型:ゆめ計50　／　株式重視型:ゆめ計70）および委託会社のコールセンター・ホームページにてご確認いただけます。
- 投資信託説明書（請求目論見書）は、投資者のご請求により販売会社から交付されます。ご請求された場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

追加的記載事項

「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）／（標　準　型）／（株式重視型）」信託約款の変更（予定）について

「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）／（標　準　型）／（株式重視型）」＜愛称：ゆめ計画＞（以下、これら３ファンドを総称して「当ファンド」、それぞれのファンドを「債券重視型」、「標　準　型」、「株式重視型」または「各ファンド」ということがあります）につきまして、下記の通り信託約款の変更を予定しておりますのでお知らせいたします。

各ファンドのご購入に際しては、当記載を十分にご認識のうえ、お申込みいただきますようお願い申し上げます。

記

１．予定している信託約款の変更の理由

当ファンドは 2000 年 1 月 14 日の設定以来、投資信託財産の中長期的な成長をめざして運用を行ってまいりましたが、長期にわたり運用成績が振るわない状況が継続していることから、抜本的な運用方針の見直しを行うことで受益者の皆様の投資収益の向上をめざしてまいります。

また、投資対象の変更にともない各ファンドの名称を変更するとともに、受益者の皆様の利益に資するため運用管理費用（以下「信託報酬」といいます）を引下げいたします。

なお、運用方針の見直しとあわせ、当ファンドのお申込みにかかる約定基準価額のブラインドを一層確保することを目的に、当ファンドの主要な外国投資対象資産にかかる取引所の休業日または当該国の休日と同日を購入・換金の申込受付不可日とする変更も行います。

２．信託約款変更の内容　（変更内容の詳細は投資信託約款変更新旧対照表をご参照ください）

<table>
<tr><th rowspan="2">変更事項</th><th colspan="12">変更の内容</th></tr>
<tr><th colspan="4">債券重視型</th><th colspan="4">標　準　型</th><th colspan="4">株式重視型</th></tr>
<tr><td>運用方針の
変　更</td><td colspan="12">当ファンドにおける投資対象資産の配分比率に変更はありません。投資対象の各資産における変更は以下のとおりです。
（1）国内株式運用部分
投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。
（2）国内債券運用部分
投資対象マザーファンドを「ニッセイ国内債券マザーファンド」から「ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド」および「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンド」に変更し、両マザーファンドの組入比率を適切に調整します。
（3）外国株式運用部分
投資対象マザーファンドを「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」から投資環境に応じて適宜マザーファンドを変更するマルチマネージャー方式へ変更し、マザーファンドの組入比率を適切に調整します。
（4）外国債券運用部分
投資対象マザーファンド（ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド）に変更はありません。</td></tr>
<tr><td>各ファンドの
名称変更</td><td colspan="4">【変更後】
ニッセイ
グローバルバランスオープン
（債券重視型）</td><td colspan="4">【変更後】
ニッセイ
グローバルバランスオープン
（標　準　型）</td><td colspan="4">【変更後】
ニッセイ
グローバルバランスオープン
（株式重視型）</td></tr>
<tr><td rowspan="4">信託報酬の
引下げ
［信託報酬の内訳は参考情報］</td><td colspan="4">【変更前［税抜：年率］】</td><td colspan="4">【変更前［税抜：年率］】</td><td colspan="4">【変更前［税抜：年率］】</td></tr>
<tr><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td></tr>
<tr><td>1.10%</td><td>0.60%</td><td>0.40%</td><td>0.10%</td><td>1.30%</td><td>0.70%</td><td>0.50%</td><td>0.10%</td><td>1.50%</td><td>0.80%</td><td>0.60%</td><td>0.10%</td></tr>
<tr><td colspan="4">【変更後［税抜：年率］】</td><td colspan="4">【変更後［税抜：年率］】</td><td colspan="4">【変更後［税抜：年率］】</td></tr>
<tr><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td><td>総額</td><td>委託</td><td>販社</td><td>受託</td></tr>
<tr><td>0.65%</td><td>0.35%</td><td>0.23%</td><td>0.07%</td><td>0.89%</td><td>0.48%</td><td>0.34%</td><td>0.07%</td><td>1.16%</td><td>0.62%</td><td>0.47%</td><td>0.07%</td></tr>
<tr><td>申込受付
不可日の追加</td><td colspan="12">ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、購入・換金の申込みの受付けを行いません。</td></tr>
</table>

３．今後の日程および手続き　（④以降の日程は予定です）

①　公告日	2024 年 9 月 24 日
②　異議申立期間	2024 年 9 月 24 日から 2024 年 10 月 29 日まで
③　信託約款変更の決定日	2024 年 10 月 30 日
④　異議申立受益者の買取請求期間	2024 年 11 月 8 日から 2024 年 11 月 27 日まで
⑤　信託約款変更日	2024 年 12 月 23 日（マザーファンド入替開始）
⑥　信託約款変更効力発生日	2025 年 3 月 20 日

○　公告日現在の受益者は、異議申立期間中に委託会社（ニッセイアセットマネジメント株式会社）に対し、書面により、この信託約款の変更に関する異議を申し立てることができます。

したがいまして、2024 年 9 月 20 日以降に各ファンドのご購入をお申込みいただき、これにともない取得された受益権につきましては、上記の異議を申し立てることはできません。

○　各ファンドの異議申立てされた受益者の受益権の合計口数が 2024 年 9 月 24 日現在の各ファンドの受益権総口数の２分の１を超えない場合、信託約款の変更の実施を決定いたします。なお、この場合、信託約款の変更を行う旨を委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）にてお知らせいたします。

２分の１を超えた場合は、信託約款の変更は行わず運用を継続いたします。その場合は、信託約款の変更を行わない旨を異議申立期間終了後速やかに委託会社のホームページにて電子公告し、かつ受益者の皆様に書面にてお知らせいたします。

○　信託約款の変更が行われる場合、信託約款変更効力発生日は、2025 年 3 月 20 日となります。

以 上

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）」
投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
（ファンド名称） **ニッセイグローバルバランスオープン（債券重視型）**	**（ファンド名称）** **ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）**
運　用　の　基　本　方　針	**運　用　の　基　本　方　針**
（略）	（略）
２．運　用　方　法 （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド （削除） 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。※）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。	**２．運　用　方　法** （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。
（２）投資態度 ① 主として上記各親投資信託の受益証券および投資対象ファンドの受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 国内株式を投資対象とするマザーファンド …20％ ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド …55％ 海外株式を投資対象とするマザーファンド …10％ ニッセイ／パトナム・海外債券	（２）投資態度 ① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ニッセイ国内株式マザーファンド …20％ ニッセイ国内債券マザーファンド …55％ ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド …10％ ニッセイ／パトナム・海外債券

新	旧
マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5%	マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5%
③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンドの合計は±10%）以内に変動幅を抑制します。	③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。
④　各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。	（新設）
⑤　投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。	（新設）
⑥　（略） ⑦　（略）	④　（略） ⑤　（略）
（略）	（略）
追加型証券投資信託 ニッセイグローバルバランスオープン （債券重視型） 約　　款	**追加型証券投資信託 ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン （債券重視型） 約　　款**
（信託期間） 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条第１項、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。	**（信託期間）** 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。
（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第８条　（略）	**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）** 第８条　（略）
②　前項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第51条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。	（新設）
③　（略）	②　（略）

新	旧
④　（略）	③　（略）
（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）	**（受益権の申込単位、価額および手数料等）** 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）
（運用の指図範囲等） 第20条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の受益証券および別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。）（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 （削除） （削除） （削除） （削除） １．（略） ２．（略） ３．（略） ４．（略） ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略）	**（運用の指図範囲等）** 第20条　委託者は、信託金を、主として第１号から第４号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の第５号から第26号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 １．ニッセイ国内株式マザーファンド ２．ニッセイ国内債券マザーファンド ３．ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド ４．ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略） 11．（略） 12．（略） 13．（略） 14．（略）

新	旧
11.（略） 12.（略） 13.（略） 14.（略） 15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑩　（略）	15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） 23.（略） 24.（略） 25.（略） 26.（略） なお、第５号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第５号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第６号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第６号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑩　（略）
（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の65の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」、「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。 信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後また	**（信託報酬等の総額および支弁の方法）** 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の110の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、第20条第１項第３号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および第４号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

新	旧
は投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の14.5の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。	
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第３項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）	**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）** 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第２項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）
（一部解約） 第54条　（略） ②　前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。 ③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④　（略） ⑤　（略） ⑥　（略） ⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回	**（一部解約）** 第54条　（略） （新設） ②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③　（略） ④　（略） ⑤　（略） ⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回

新	旧
できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。	できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。
附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。	附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。
１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（株式重視型）」	１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）」
２．別に定める親投資信託 運用の基本方針および約款第20条第１項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。 ・国内株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド」 親投資信託「ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブ マザーファンド」 親投資信託「ニッセイ国内株式リサーチ・バリュー マザーファンド」 ・海外株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ／ブラウン・グローバル・	（新設）

新	旧
リーダーズ株式 マザーファンド」 親投資信託「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」	

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型)」
投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
（ファンド名称） ニッセイグローバルバランスオープン（標　準　型）	（ファンド名称） ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン （標　準　型）
運　用　の　基　本　方　針	運　用　の　基　本　方　針
（略）	（略）
２．運　用　方　法 （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）　マザーファンド （削除） 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。※）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ※　今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。	２．運　用　方　法 （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。
（２）投資態度 ①　主として上記各親投資信託の受益証券および投資対象ファンドの受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ②　基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 国内株式を投資対象とするマザーファンド …30％ ニッセイ国内公社債クレジット特化型マザーファンド、 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）　マザーファンド …35％ 海外株式を投資対象とするマザーファンド …20％ ニッセイ／パトナム・海外債券	（２）投資態度 ①　主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ②　基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ニッセイ国内株式マザーファンド …30％ ニッセイ国内債券マザーファンド …35％ ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド …20％ ニッセイ／パトナム・海外債券

新	旧
マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5% ③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンドの合計は±10%）以内に変動幅を抑制します。 ④　各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。 ⑤　投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。 ⑥　（略） ⑦　（略） （略）	マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5% ③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。 （新設） （新設） ④　（略） ⑤　（略） （略）
追加型証券投資信託 ニッセイグローバルバランスオープン （標　準　型） 約　　款	**追加型証券投資信託 ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン （標　準　型） 約　　款**
（信託期間） 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条第１項、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。	**（信託期間）** 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。
（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第８条　（略） ②　前項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第51条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。 ③　（略）	**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）** 第８条　（略） （新設） ②　（略）

新	旧
④　（略）	③　（略）
（受益権の申込単位、価額および手数料等） 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）	**（受益権の申込単位、価額および手数料等）** 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）
（運用の指図範囲等） 第20条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の受益証券および別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。）（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 （削除） （削除） （削除） （削除） １．（略） ２．（略） ３．（略） ４．（略） ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略）	**（運用の指図範囲等）** 第20条　委託者は、信託金を、主として第１号から第４号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の第５号から第26号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 １．ニッセイ国内株式マザーファンド ２．ニッセイ国内債券マザーファンド ３．ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド ４．ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略） 11．（略） 12．（略） 13．（略） 14．（略）

新	旧
11.（略） 12.（略） 13.（略） 14.（略） 15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑩　（略）	15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） 23.（略） 24.（略） 25.（略） 26.（略） なお、第５号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第５号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第６号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第６号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑩　（略）
（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の89の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」、「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。 信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後また	**（信託報酬等の総額および支弁の方法）** 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の130の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、第20条第１項第３号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および第４号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

新	旧
は投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の14.5の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。	
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第３項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）	**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）** 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第２項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）
（一部解約） 第54条　（略） ②　前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。 ③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④　（略） ⑤　（略） ⑥　（略） ⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回	**（一部解約）** 第54条　（略） （新設） ②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③　（略） ④　（略） ⑤　（略） ⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回

新	旧
できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。	できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。
附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。	附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。
１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（株式重視型）」	１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）」
２．別に定める親投資信託 運用の基本方針および約款第20条第１項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。 ・国内株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド」 親投資信託「ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブ マザーファンド」 親投資信託「ニッセイ国内株式リサーチ・バリュー マザーファンド」 ・海外株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」	（新設）

新	旧
親投資信託「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ　マザーファンド」	

追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）」
投資信託約款変更新旧対照表

新	旧
（ファンド名称） ニッセイグローバルバランスオープン（株式重視型） 運　用　の　基　本　方　針 （略） ２．運　用　方　法 （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド （削除） 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド その他、別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。※）の受益証券を主要投資対象とします。なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ※ 今後、投資対象ファンドが追加または変更になる場合があります。 （２）投資態度 ① 主として上記各親投資信託の受益証券および投資対象ファンドの受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。 ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 国内株式を投資対象とするマザーファンド …40％ ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド、 ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド …15％ 海外株式を投資対象とするマザーファンド …30％ ニッセイ／パトナム・海外債券	（ファンド名称） ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型） 運　用　の　基　本　方　針 （略） ２．運　用　方　法 （１）投資対象 下記の各親投資信託の受益証券を主要投資対象とします。 親投資信託 ニッセイ国内株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ国内債券マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド 親投資信託 ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド なお、直接株式、公社債等に投資を行う場合があります。 （２）投資態度 ① 主として上記各親投資信託の受益証券に投資を行い、信託財産の中長期的な成長を目指します。 ② 基準ポートフォリオは、下記の比率で基準配分します。ただし、市況動向等によっては内外の株式、公社債等に投資を行う場合があります。 ニッセイ国内株式マザーファンド …40％ ニッセイ国内債券マザーファンド …15％ ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド …30％ ニッセイ／パトナム・海外債券

新	旧
マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5%	マザーファンド　…10% 短期金融資産　　… 5%
③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンドおよびニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型）マザーファンドの合計は±10%）以内に変動幅を抑制します。	③　基準ポートフォリオの構成比率は、短期間での見直しは原則として行わず、それぞれ±５％（ニッセイ国内債券マザーファンドは±10%）以内に変動幅を抑制します。
④　各投資対象ファンドへの投資割合は、上記基準ポートフォリオの範囲内でリターン特性等を基に決定します。各投資対象ファンドへの投資割合は定期的な見直しを行うほか、市場環境等に応じても変更を行います。また適宜リバランスを行います。なお、全ての投資対象ファンドに投資するとは限りません。	（新設）
⑤　投資対象ファンドについては、定性・定量評価等により適宜見直しを行います。この際、投資対象ファンドとして定められていた投資信託証券が投資対象ファンドから除外されること、もしくは新たな投資信託証券が投資対象ファンドとして定められることがあります。	（新設）
⑥　（略）	④　（略）
⑦　（略）	⑤　（略）
（略）	（略）
追加型証券投資信託 ニッセイグローバルバランスオープン （株式重視型） 約　　款	**追加型証券投資信託 ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン （株式重視型） 約　　款**
（信託期間） 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条第１項、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。	**（信託期間）** 第４条　この信託の期間は、信託契約締結日から第55条第１項、第56条、第57条第１項、または第59条第２項の規定による信託終了日または信託契約解約の日までとします。
（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法） 第８条　（略）	**（追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法）** 第８条　（略）
②　前項の場合の取得申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の取得申込の受付は行いません。ただし、第51条第２項および第３項に規定する収益分配金の再投資にかかる取得申込に限ってこれを受付けるものとします。	（新設）
③　（略）	②　（略）

新	旧
④　（略）	③　（略）
（受益権の申込単位および価額） 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）	**（受益権の申込単位および価額）** 第12条　（略） ②　取扱販売会社は、第７条第１項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、最低申込単位を１口単位として取扱販売会社が定める単位をもって取得の申込に応ずることができるものとします。ただし、別に定めるニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款にしたがって契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、１口の整数倍をもって取得の申込に応ずることができるものとします。 ③～⑧　（略）
（運用の指図範囲等） 第20条　委託者は、信託金を、主としてニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された「ニッセイ国内公社債クレジット特化型 マザーファンド」、「ニッセイ国内債券アクティブ（金利戦略重視型） マザーファンド」、「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の受益証券および別に定める親投資信託（以下「投資対象ファンド」といいます。）（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 （削除） （削除） （削除） （削除） １．（略） ２．（略） ３．（略） ４．（略） ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略）	**（運用の指図範囲等）** 第20条　委託者は、信託金を、主として第１号から第４号までのニッセイアセットマネジメント株式会社を委託者とし、三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社を受託者として締結された親投資信託（以下、それぞれを総称し「マザーファンド」といいます。）の受益証券ならびに次の第５号から第26号までに掲げる有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。 １．ニッセイ国内株式マザーファンド ２．ニッセイ国内債券マザーファンド ３．ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド ４．ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド ５．（略） ６．（略） ７．（略） ８．（略） ９．（略） 10．（略） 11．（略） 12．（略） 13．（略） 14．（略）

新	旧
11.（略） 12.（略） 13.（略） 14.（略） 15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） なお、第１号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第１号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第２号から第６号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第２号から第６号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑨　（略）	15.（略） 16.（略） 17.（略） 18.（略） 19.（略） 20.（略） 21.（略） 22.（略） 23.（略） 24.（略） 25.（略） 26.（略） なお、第５号の証券または証書、第16号および第21号の証券または証書のうち第５号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第６号から第10号までの証券ならびに第16号および第21号の証券または証書のうち第６号から第10号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第17号の証券および第18号の証券を以下「投資信託証券」といいます。 ②　（略） ③　第１項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を前項第１号から第４号までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。 ④～⑨　（略）
（信託報酬等の総額および支弁の方法） 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の116の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、主要投資対象とする「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」、「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を次のとおり支弁するものとします。 信託財産に属する「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の49の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月、6月、9月および12月の各末日後また	**（信託報酬等の総額および支弁の方法）** 第47条　委託者および受託者の信託報酬の総額は、第44条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の150の率を乗じて得た金額とし、委託者と受託者との間の配分は別に定めます。 ②～③　（略） ④　委託者は、第20条第１項第３号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」および第４号に規定する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から支弁するものとし、その報酬額は当該計算期間を通じて毎日、信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」の時価総額に年10,000分の50の率を乗じて得た金額、および「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40の率を乗じて得た金額とします。

新	旧
は投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ マザーファンド」の時価総額に年10,000分の40以内の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年3月および9月の各末日後または投資一任契約終了時に支弁します。 信託財産に属する「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」の時価総額に毎日、年10,000分の14.5の率を乗じて得た金額を、第１項に基づいて委託者が受ける報酬から毎年6月および12月の各20日（休業日の場合は翌営業日）または投資一任契約終了時に支弁します。	
（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い） 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第３項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）	**（収益分配金、償還金および一部解約金の支払い）** 第51条　（略） ②～③　（略） ④　委託者は、第３項の受益者が自己に帰属する受益権の全部の口数について第54条第２項により信託の一部解約が行われた場合に、当該受益権に帰属する収益分配金があるときは、第３項の規定にかかわらず、そのつど受益者に支払います。 ⑤～⑧　（略）
（一部解約） 第54条　（略） ②　前項の場合の一部解約請求申込日がニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行のいずれかの休業日と同日の場合は、原則として受益権の一部解約の実行の請求の受付は行いません。 ③　委託者は、第１項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、第１項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ④　（略） ⑤　（略） ⑥　（略） ⑦　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回	**（一部解約）** 第54条　（略） （新設） ②　委託者は、前項の一部解約の実行の請求を受付けた場合には、信託契約の一部を解約します。なお、前項の一部解約の実行の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託者が行なうのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。 ③　（略） ④　（略） ⑤　（略） ⑥　前項により一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者は当該受付け中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回

新	旧
できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第４項の規定に準じて算出した価額とします。	できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付け中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第３項の規定に準じて算出した価額とします。
附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイグローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。	附則第１条　約款第12条第２項の「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」とは、この信託について受益権取得申込者と取扱販売会社が締結する「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」と別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約を含むものとします。この場合「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン自動けいぞく（累積）投資約款」は当該別の名称で読み替えるものとします。
１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイグローバルバランスオープン（株式重視型）」	１．別に定める各信託 約款第12条第６項および第55条第１項の「別に定める各信託」とは次のものをいいます。 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）」 追加型証券投資信託「ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）」
２．別に定める親投資信託 運用の基本方針および約款第20条第１項の「別に定める親投資信託（投資対象ファンド）」とは、次の親投資信託をいいます。 ・国内株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ国内株式配当利回り重視型マザーファンド」 親投資信託「ニッセイＪＰＸ日経４００アクティブ マザーファンド」 親投資信託「ニッセイ国内株式リサーチ・バリュー マザーファンド」 ・海外株式を投資対象とするマザーファンド 親投資信託「ニッセイ／ブラウン・グローバル・リーダーズ株式 マザーファンド」	（新設）

新	旧
親投資信託「ニッセイ／サンダース・グローバルバリュー株式Ⅱ　マザーファンド」	

1.ファンドの目的・特色

ファンドの目的

「ニッセイ国内株式マザーファンド」「ニッセイ国内債券マザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド」「ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド」を通じて、実質的に国内株式、国内債券、海外株式、海外債券へ分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長を図ることを目標に運用を行います。

ファンドの特色

1 マザーファンドへの投資を通じて、国内株式・国内債券・海外株式・海外債券に分散投資を行い、信託財産の中長期的な成長をめざします。

●各ファンドの運用は、「ファミリーファンド方式」で行います。ファミリーファンド方式とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資して、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

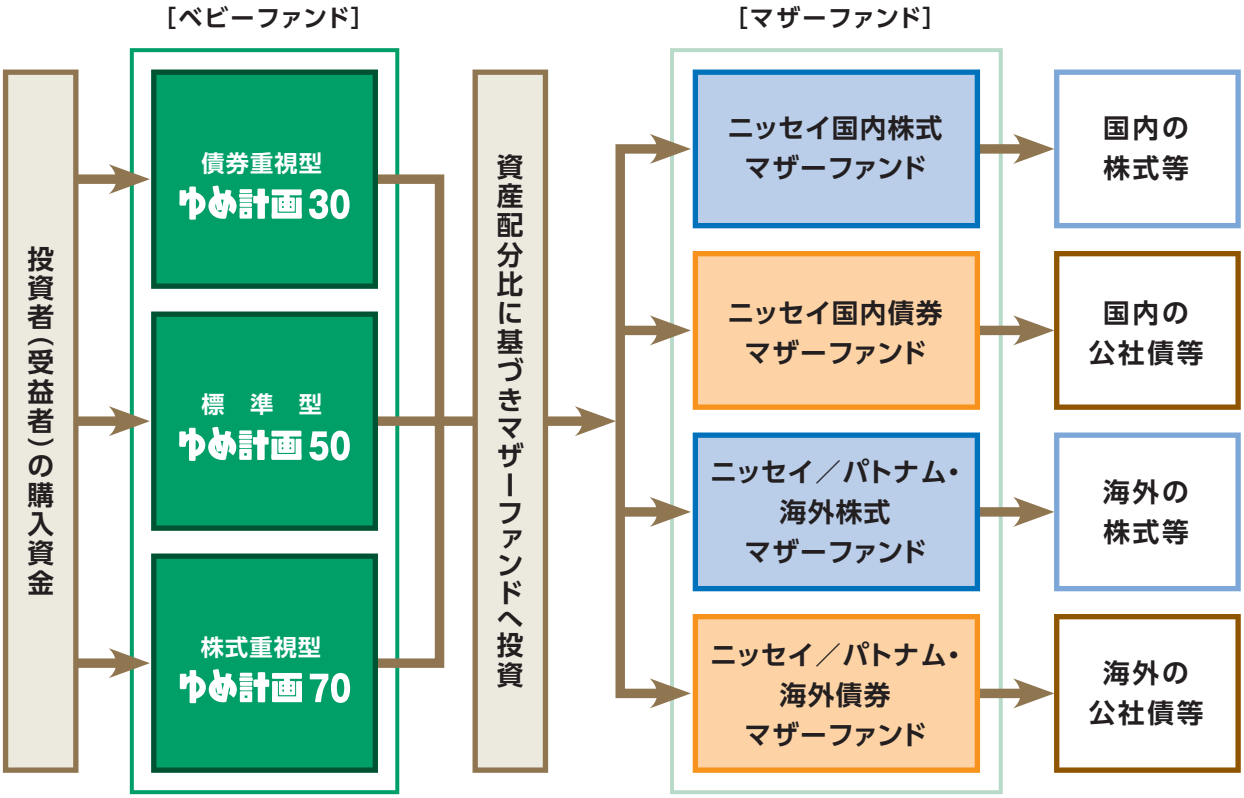

! マザーファンドに投資する他のベビーファンドの追加設定・解約等にともない、ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。

2 投資資金の目的や投資可能期間などによって3つのファンドからご選択いただけます。

●株式や外貨建資産の組入比率が高くなるほど、ファンドのリスク(価格の変動)が大きくなる傾向があります。

●各ファンドの資産配分比は、原則としてその変動幅を±5%以内(国内債券は±10%以内)に抑制します。

●外貨建資産には、原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）：ゆめ計画30

収益性よりも安定性を重視し、債券へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を30%程度に、外貨建資産の実質組入比率を20%程度にそれぞれ抑制し、比較的安定した収益の獲得をめざします。

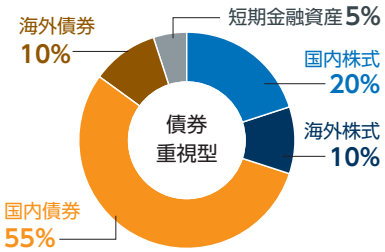

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）：ゆめ計画50

安定性と収益性を共に追求し、株式、債券へ概ね50%ずつ投資するファンドです。株式の実質組入比率を50%程度に、外貨建資産の実質組入比率を30%程度に保ち、中位のリスク・リターンをめざします。

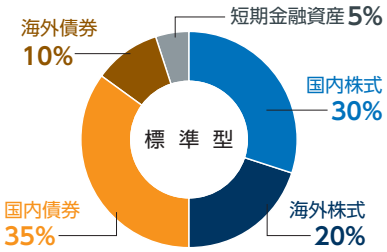

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）：ゆめ計画70

より積極的に収益を追求し、株式へ重点的に投資するファンドです。株式の実質組入比率を70%程度に、外貨建資産の実質組入比率を40%程度に保ち、積極的な運用で値上り益を追求します。

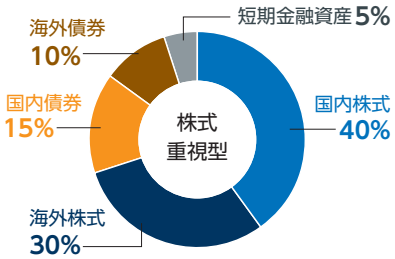

・上記の各資産の組入比率は、各マザーファンドへの基準資産配分比を表しています。

3 国内株式マザーファンドおよび国内債券マザーファンドの運用をニッセイアセットマネジメントが、海外株式マザーファンドおよび海外債券マザーファンドの運用をザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーが行います。

ニッセイ国内株式マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

・アナリストチームが徹底した企業調査・分析に基づき、組入候補銘柄を厳選します。
・ポートフォリオ・マネジャーが投資環境分析等に基づき運用戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
・グロース投資(成長株投資)、バリュー投資(割安株投資)などの投資スタイルをあらかじめ限定せず、運用環境から最も効率的と考えられる運用戦略を決定します。

ニッセイ国内債券マザーファンド（運用：ニッセイアセットマネジメント）

・投資環境分析、期間別金利水準の動向、個別債券銘柄の分析等に基づき、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに、長期・中期・短期債のウエイト、投資銘柄を決定し、ポートフォリオを構築します。
・原則として、投資適格債※への投資により、信用リスクを抑制します。
※投資適格債とは、債券格付(債券の元本、利息支払いの確実性の度合いを示す尺度)がBBB格相当以上の債券です。

ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー）

・グローバルな視点に立った企業調査分析・投資環境分析を徹底し、世界各国の優良銘柄に分散投資します。
・アナリストとポートフォリオ・マネジャーが投資哲学と情報を共有しつつ、国・セクター(業種等)・銘柄固有要素の3つの側面を統合した銘柄選択とポートフォリオ構築を行います。
・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド（運用：ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシー）

・各国の経済・政治情勢や金融政策等の環境分析に基づき、国別配分を決定します。
・投資環境分析に基づく国別の金利・為替見通しにより、債券の利回り変化に対する価格変動性のコントロールを行うとともに為替戦略を決定し、ポートフォリオを構築します。
・外貨建資産については原則として為替ヘッジを行いません。

○ザ・パトナム・アドバイザリー・カンパニー・エルエルシーは、フランクリン・テンプルトン・グループの運用会社です。

フランクリン・テンプルトン・グループについて

フランクリン・テンプルトン・グループは米国カリフォルニア州サンマテオに本部を置く、独立系の資産運用会社グループです。150ヵ国以上のお客様にサービスを提供し、複数の資産クラスにおいて数多くの投資プロフェッショナルと約1.647兆米ドル(約265兆円)※の運用資産残高を有し、世界中の個人投資家や機関投資家の皆様に多種多様な運用商品と質の高いサービスを提供しています。

※2024年6月末現在、1米ドル=161.07円で円換算。

○ 2024年7月末現在でニッセイアセットマネジメント株式会社が知り得る情報をもとに作成しています。

4 無手数料でスイッチング※が可能です。

●資金づくりの目的・投資可能期間などの変化に応じて、3つのファンド間で自由に無手数料でスイッチングができます。

※スイッチングとは、保有しているファンドの換金と同時に乗換えるファンドを購入する取引です。なお、換金するファンドの解約金の差益に対しては税金がかかります。

◉主な投資制限

株式	株式への実質投資割合は、以下の通りとします。 債券重視型:信託財産の純資産総額の45%以下 標準型:信託財産の純資産総額の65%以下 株式重視型:制限を設けません
外貨建資産	外貨建資産への実質投資割合は、以下の通りとします。 債券重視型:信託財産の純資産総額の35%以下 標準型:信託財産の純資産総額の45%以下 株式重視型:信託財産の純資産総額の55%以下
同一銘柄の株式	同一銘柄の株式への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の10%以下とします。
投資信託証券	投資信託証券(マザーファンドは除きます)への実質投資割合は、 信託財産の純資産総額の5%以下とします。

◉収益分配方針

●分配対象額は、経費控除後の利子・配当収入および売買益(評価益を含みます)等の全額とします。
●分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。
●分配対象額が少額の場合には、分配を行わないこともあります。

! 将来の分配金の支払いおよび水準について、保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によっては、前述のような運用ができない場合があります。

2.投資リスク

基準価額の変動要因

- ファンド(マザーファンドを含みます)は、値動きのある有価証券等(外貨建資産には為替変動リスクもあります)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本を割込むことがあります。
- **ファンドは、預貯金とは異なり、投資元本および利回りの保証はありません。運用成果(損益)はすべて投資者の皆様のものとなりますので、ファンドのリスクを十分にご認識ください。**

◉主な変動要因

株式投資リスク		株式は国内および国際的な景気、経済、社会情勢の変化等の影響を受け、また業績悪化(倒産に至る場合も含む)等により、価格が下落することがあります。
債券投資リスク	金利変動リスク	金利は、景気や経済の状況等の影響を受け変動し、それにともない債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には、債券の価格が下落します。
	信用リスク	債券の発行体が財政難・経営不振、資金繰り悪化等に陥り、債券の利息や償還金をあらかじめ定められた条件で支払うことができなくなる場合(債務不履行)、またはそれが予想される場合、債券の価格が下落することがあります。
短期金融資産の運用に関するリスク		コマーシャル・ペーパー、コール・ローン等の短期金融資産で運用する場合、発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により損失を被ることがあります。
為替変動リスク		原則として対円での為替ヘッジを行わないため、外貨建資産については、為替変動の影響を直接的に受けます。一般に円高局面ではファンドの資産価値が減少します。
流動性リスク		市場規模が小さいまたは取引量が少ない場合、市場実勢から予期される時期または価格で取引が行えず、損失を被る可能性があります。

・基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

○分配金に関しては、以下の事項にご留意ください。

・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの信託財産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・受益者のファンドの購入価額によっては、支払われる分配金の一部または全部が実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

○ファンドは、多量の換金の申込みが発生し換金代金を短期間で手当てする必要が生じた場合や組入資産の主たる取引市場において市場環境が急変した場合等には、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引ができないリスク、取引量が限定されるリスク等が顕在します。これらにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性、換金の申込みの受付けを中止する、また既に受付けた換金の申込みの受付けを取消しする可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性などがあります。

○ファンドのお取引に関しては、クーリング・オフ（金融商品取引法第37条の6の規定）の適用はありません。

リスクの管理体制

運用リスク管理担当部門が運用状況をモニタリングし、リスク、パフォーマンスの分析・評価、および投資制限等遵守状況・売買執行状況の事後チェックを行います。運用リスク管理担当部門は、そのモニタリング結果を運用担当部門に連絡するとともに社内で定期的に開催される会議で報告します。運用担当部門はその連絡・報告を受けて、必要に応じてポートフォリオの改善を行う等の投資リスクを適正に管理する体制をとっています。

また、委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行っています。そして取締役会等においては、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢などを監督しています。

(参考情報) 投資リスクに関する参考情報として、ファンドのリスクの定量的な把握・比較を目的に下記のグラフを作成しています。

◉ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(債券重視型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

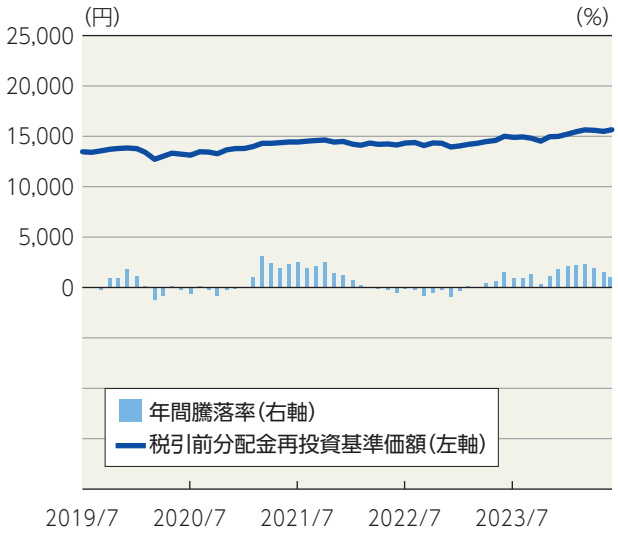

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

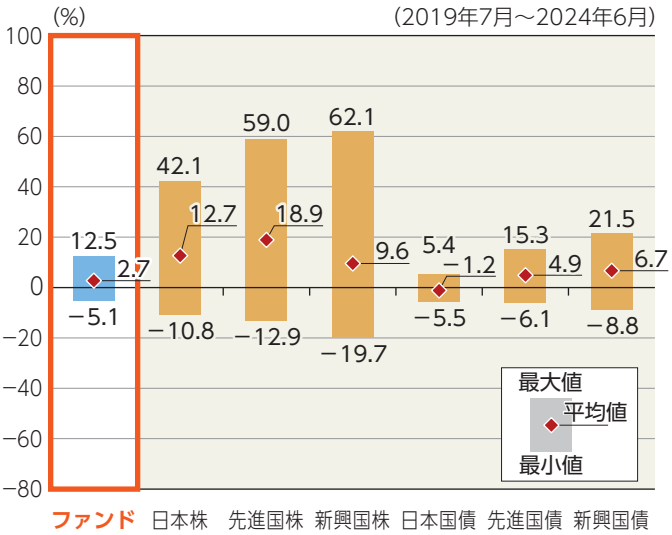

◉ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン(標　準　型)

①ファンドの年間騰落率および税引前分配金再投資基準価額の推移

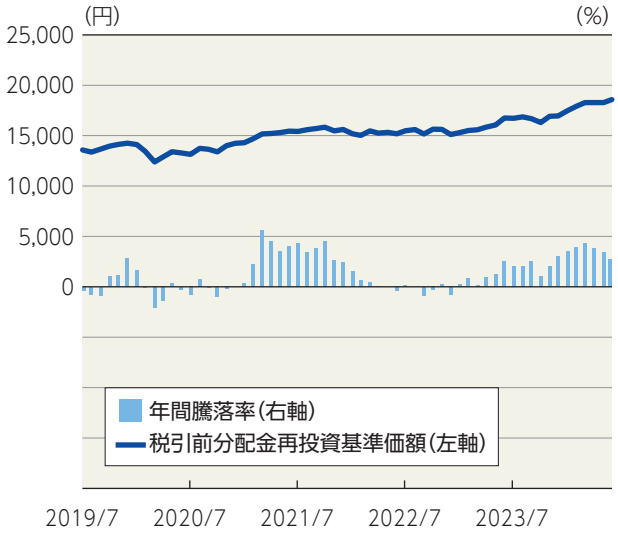

②ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較

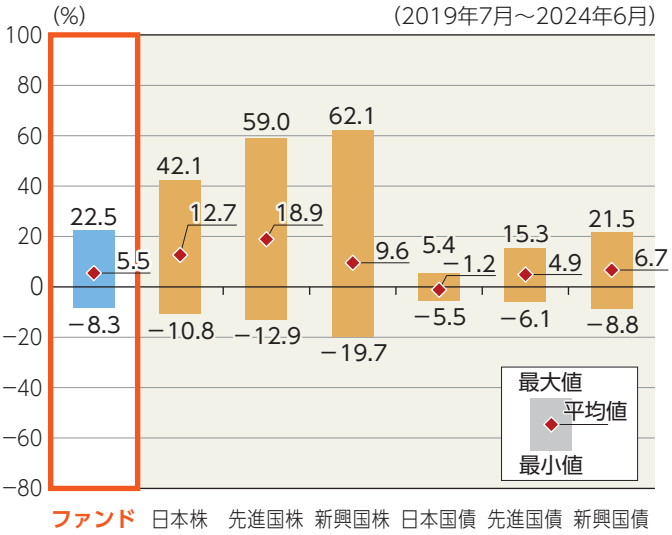

◉ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

①ファンドの年間騰落率および
税引前分配金再投資基準価額の推移

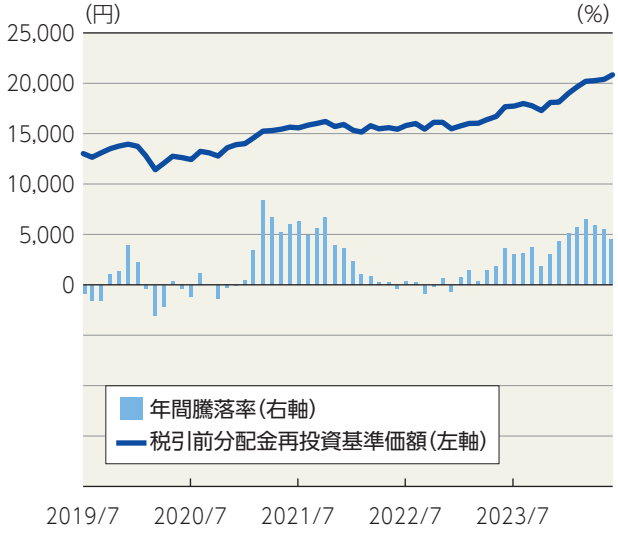

②ファンドと代表的な資産クラスとの
騰落率の比較

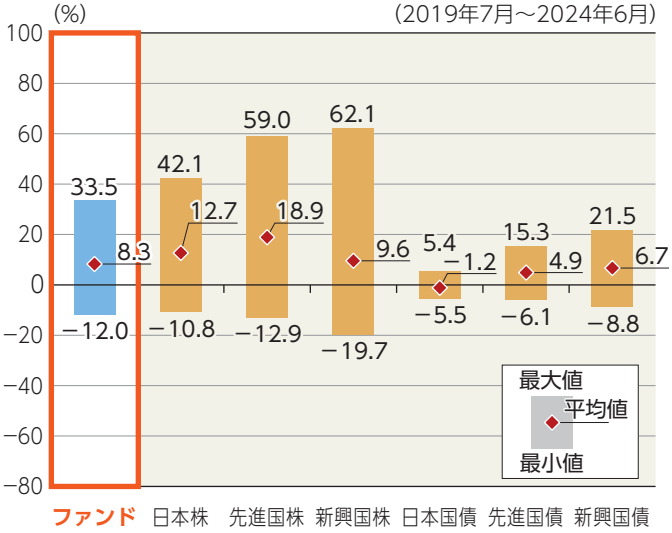

・グラフにおけるファンドに関する記載は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額によるものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率および実際の基準価額の推移とは異なる場合があります。ファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率は、各月末における直近1年間の騰落率です。
・グラフ①は、過去5年間のファンドの実績です。グラフ②は、過去5年間におけるファンドおよび代表的な資産クラスの年間騰落率の最大値・最小値・平均値について表示しています。

<代表的な資産クラスにおける各資産クラスの指数>
日 本 株 ・・・ TOPIX（東証株価指数）（配当込み）
先進国株 ・・・ MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株 ・・・ MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債 ・・・ NOMURA-BPI 国債
先進国債 ・・・ FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債 ・・・ JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
・すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。
・海外の指数は、「為替ヘッジなし（対円）」の指数を採用しています。

! 前記グラフは過去の実績であり、将来の運用成果等を示唆、保証するものではありません。

・TOPIX（東証株価指数）の指数値および同指数にかかる標章または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社（以下「JPX」といいます）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標章または商標に関するすべての権利はJPXが有します。JPXは、同指数の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
・MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が公表している指数です。同指数に関する著作権、知的財産権、その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
・NOMURA-BPI 国債とは、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が公表している指数で、その知的財産は同社に帰属します。なお、同社は、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任を負いません。
・FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
・JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイドは、JPモルガン社が算出する債券インデックスであり、その著作権および知的所有権は同社に帰属します。

3.運用実績

2024年6月末現在

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（債券重視型）

●基準価額・純資産の推移

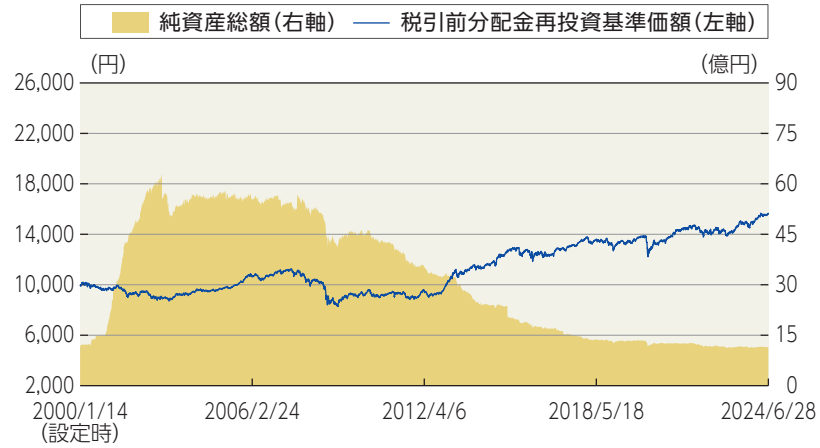

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

基準価額	15,660円
純資産総額	11億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●マザーファンド組入比率

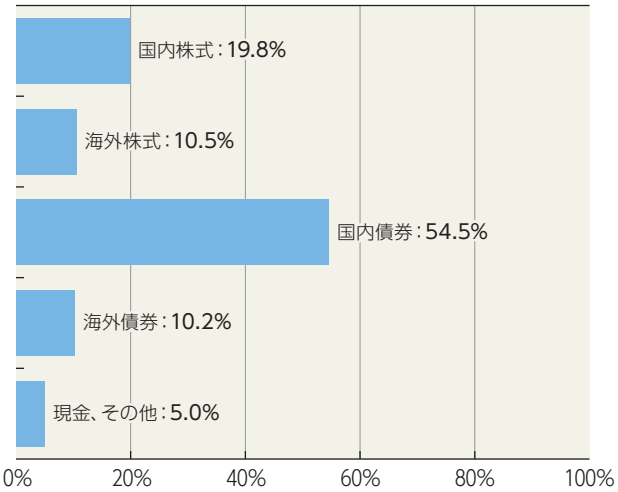

・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

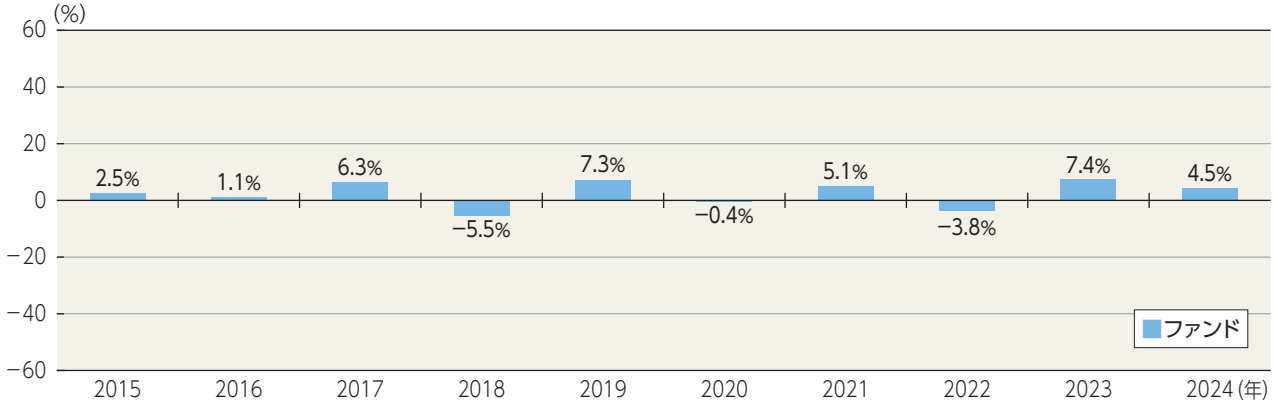

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2024年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（標　準　型）

●基準価額・純資産の推移

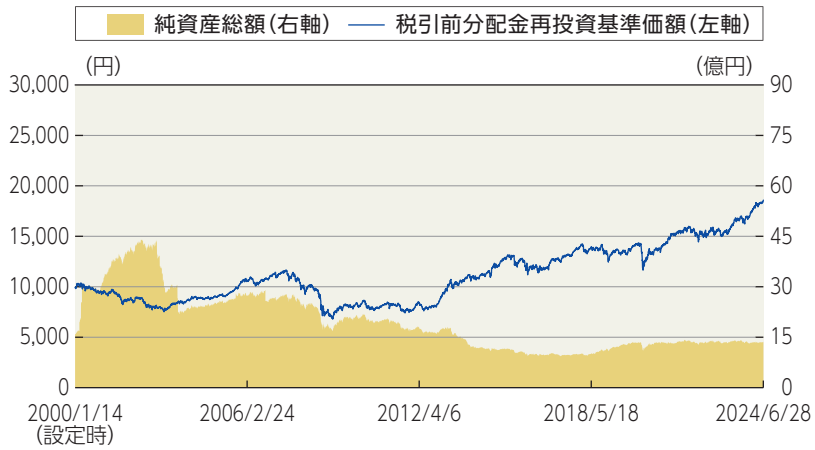

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

基準価額	18,580円
純資産総額	13億円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●マザーファンド組入比率

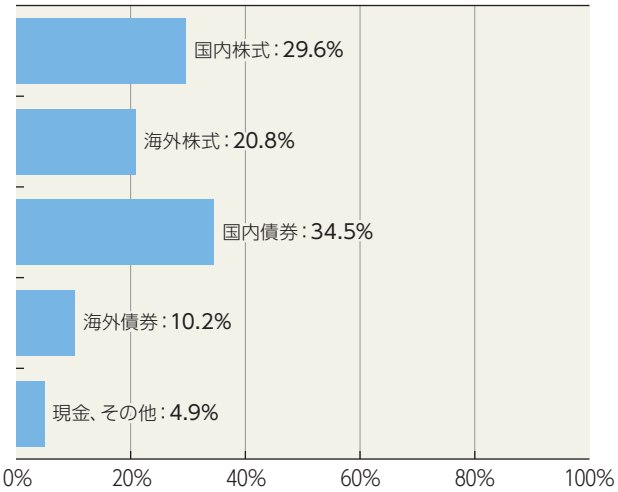

・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

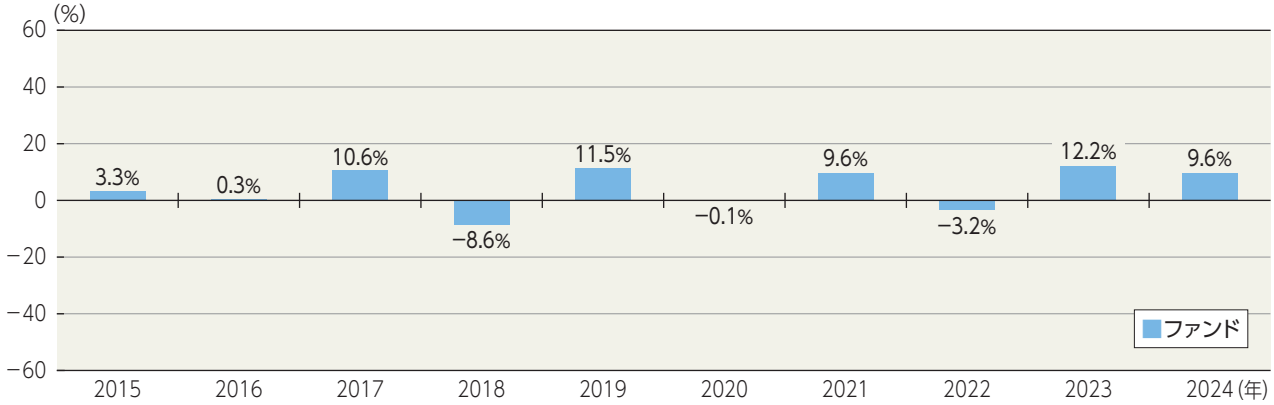

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2024年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

ニッセイ／パトナム・グローバルバランスオープン（株式重視型）

●基準価額・純資産の推移

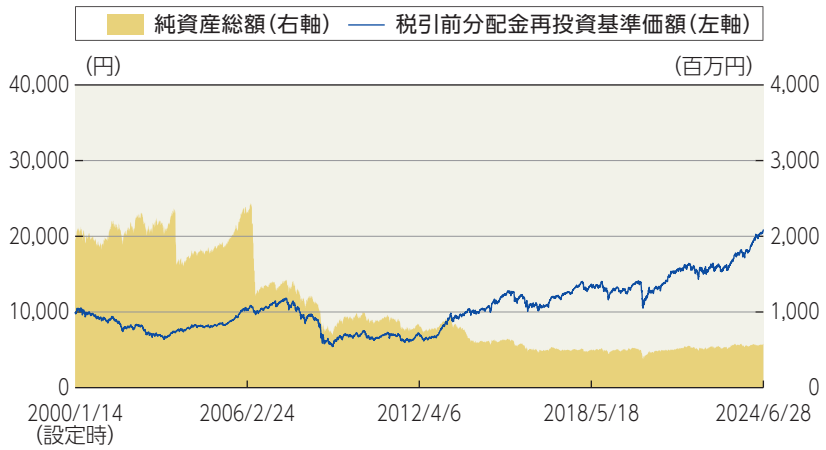

・基準価額は運用管理費用（信託報酬）控除後のものです。
・税引前分配金再投資基準価額は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。

基準価額	20,844円
純資産総額	578百万円

●分配の推移　1万口当り（税引前）

2019年12月	0円
2020年12月	0円
2021年12月	0円
2022年12月	0円
2023年12月	0円
直近1年間累計	0円
設定来累計	0円

●マザーファンド組入比率

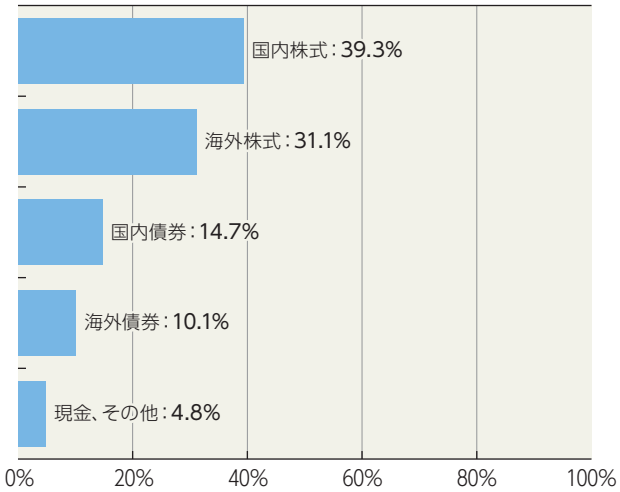

・比率は対純資産総額比です。

●年間収益率の推移

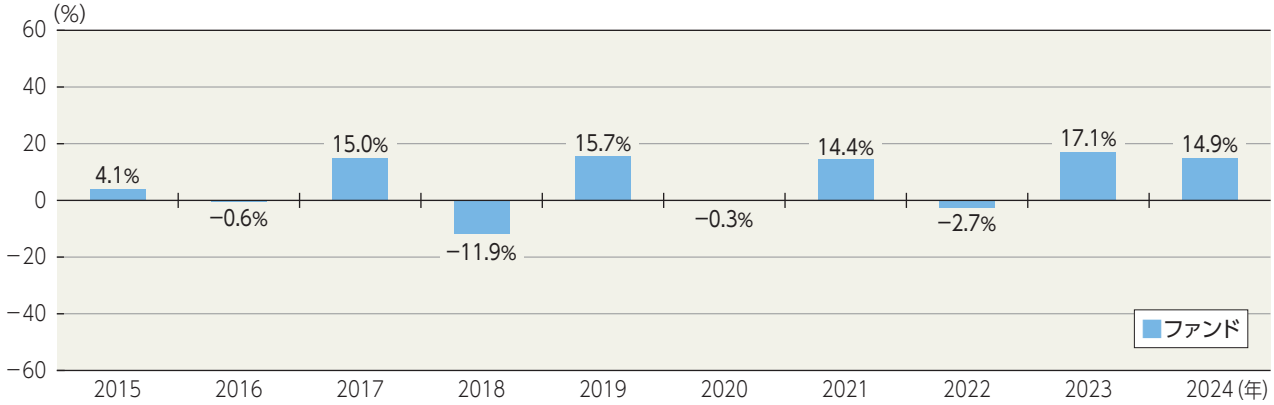

・ファンドにはベンチマークはありません。
・ファンド収益率は分配金（税引前）を再投資したものとして計算しております。
・2024年は年始から上記作成基準日までの収益率です。

❗ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

●マザーファンドの状況

1. ニッセイ国内株式マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	比率
1	ソニーグループ	4.2%
2	トヨタ自動車	4.1%
3	三菱ＵＦＪフィナンシャル・グループ	3.7%
4	三井住友フィナンシャルグループ	3.2%
5	日立製作所	2.9%

・比率は対組入株式評価額比です。

組入上位業種

	業 種	比率
1	電気機器	20.7%
2	輸送用機器	9.5%
3	銀行業	8.2%
4	化学	7.5%
5	サービス業	7.4%

・比率は対組入株式評価額比です。

2. ニッセイ国内債券マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	償還日	クーポン	比率
1	第457回　利付国債(2年)	2026/02/01	0.100%	8.0%
2	第146回　利付国債(5年)	2025/12/20	0.100%	5.5%
3	第346回　利付国債(10年)	2027/03/20	0.100%	5.3%
4	第450回　利付国債(2年)	2025/07/01	0.005%	5.0%
5	第367回　利付国債(10年)	2032/06/20	0.200%	3.2%

・比率は対組入債券評価額比です。

組入債券種別

種 別	比率
日本国債	100.0%
その他	－

・比率は対組入債券評価額比です。

3. ニッセイ／パトナム・海外株式マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	国・地域	業種	比率
1	マイクロソフト	アメリカ	情報技術	5.0%
2	アップル	アメリカ	情報技術	4.9%
3	エヌビディア	アメリカ	情報技術	4.7%
4	アマゾン・ドット・コム	アメリカ	一般消費財・サービス	4.2%
5	ウォルマート	アメリカ	生活必需品	3.3%

・国・地域はニッセイアセットマネジメントの分類によるものです。
・業種はGICS分類(セクター)によるものです。なお、GICSに関する知的財産所有権はS&PおよびMSCI Inc.に帰属します。
・比率は対組入株式等評価額比です。

組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	83.7%
2	イギリス	3.9%
3	フランス	3.2%
4	デンマーク	2.9%
5	カナダ	2.3%

・国・地域はパトナム社の分類によるものです。
・比率は対組入株式等評価額比です。

4. ニッセイ／パトナム・海外債券マザーファンド

組入上位銘柄

	銘 柄	国・地域	償還日	クーポン	比率
1	アメリカ国債	アメリカ	2028/11/15	3.125%	6.7%
2	アメリカ国債	アメリカ	2042/08/15	2.750%	6.4%
3	アメリカ国債	アメリカ	2026/01/31	2.625%	5.4%
4	アメリカ国債	アメリカ	2027/05/31	2.625%	5.0%
5	アメリカ国債	アメリカ	2026/08/31	1.375%	4.6%

・比率は対純資産総額比です。

組入上位国・地域

	国・地域	比率
1	アメリカ	52.5%
2	フランス	7.1%
3	イタリア	7.0%
4	イギリス	6.3%
5	スペイン	4.7%

・比率は対純資産総額比です。

! ファンドの運用実績は、あくまで過去の実績であり、将来の運用成果等を約束するものではありません。
最新の運用実績については、委託会社のホームページでご確認いただけます。

4.手続・手数料等

お申込みメモ

購入時	購入単位	各販売会社が定める単位とします。
	購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 ●収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日の基準価額とします。
	購入代金	各販売会社が定める日までに、各販売会社にお支払いください。
換金時	換金単位	1口単位あるいは1万口単位（販売会社によって異なります）
	換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
	換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申込について	申込締切時間	原則として毎営業日の午後3時までに販売会社の手続きが完了したものを当日受付分とします。 ●申込締切時間は2024年11月5日から「午後3時30分」までとする予定です。ただし、申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
	購入の申込期間	2024年9月20日から2025年3月19日まで ●期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。
	換金制限	ありません。
	購入・換金申込受付の中止および取消し	証券取引所の取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込みの受付けを中止することがあります。また、購入の場合は、既に受付けた申込みの受付けを取消すこともあります。
決算・分配	決算日	12月20日（該当日が休業日の場合は翌営業日）
	収益分配	年1回の毎決算日に、収益分配方針に基づき収益分配を行います。 分配金受取コース：税金を差引いた後、原則として決算日から起算して5営業日目までにお支払いします。 分配金再投資コース：税金を差引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。 ●販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。

お申込みメモ

その他	信託期間	無期限（設定日:2000年1月14日）
	繰上償還	各ファンドの受益権口数を合計した口数が10億口を下回ることとなった場合等には、委託会社はあらかじめ受益者に書面により通知する等の手続きを経て、ファンドを繰上償還させることがあります。
	信託金の限度額	各ファンドにつき、5,000億円とします。
	公告	電子公告により行い、委託会社のホームページ（https://www.nam.co.jp/）に掲載します。
	運用報告書	委託会社は決算後および償還後に交付運用報告書を作成し、販売会社から受益者へお届けします。
	課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。 公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の対象となりますが、いずれのファンドもNISAの対象ではありません。

ファンドの費用・税金

◉ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時	購入時手数料	・購入申込受付日の翌営業日の基準価額に**2.2%(税抜2.0%)を上限**として販売会社が独自に定める率をかけた額とします。 ・スイッチングの場合、購入時手数料は無料です。 ●料率は変更となる場合があります。また、販売会社によっては、スイッチングの取扱いを行わない場合があります。 詳しくは販売会社にお問合せください。	▶**購入時手数料**:購入時の商品・投資環境の説明および情報提供、ならびに購入にかかる事務手続き等の対価として、販売会社にお支払いいただく手数料
換金時	信託財産留保額	ありません。	

投資者が信託財産で間接的に負担する費用		
毎日	運用管理費用(信託報酬)	ファンドの純資産総額に以下の信託報酬率をかけた額※とし、ファンドからご負担いただきます。 ※運用管理費用(信託報酬)=保有期間中の日々の純資産総額×信託報酬率(年率) **信託報酬率(年率)およびその配分** ・表に記載の配分先の料率には、別途消費税がかかります。 **<運用管理費用(信託報酬)を対価とする役務の内容>** 委託会社:ファンドの運用、法定書類等の作成、基準価額の算出等(運用委託先への運用指図権限の一部委託に関する報酬を含む) 販売会社:購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等 受託会社:ファンドの財産の保管・管理、委託会社からの指図の実行等
毎日	監査費用	ファンドの純資産総額に年率0.011%(税抜0.01%)をかけた額を上限とし、ファンドからご負担いただきます。 ▶**監査費用**:公募投資信託は、外部の監査法人等によるファンドの会計監査が義務付けられているため、当該監査にかかる監査法人等に支払う費用
随時	その他の費用・手数料	組入有価証券の売買委託手数料、信託事務の諸費用および借入金の利息等はファンドからご負担いただきます。これらの費用は運用状況等により変動するため、事前に料率・上限額等を記載することはできません。 ▶**売買委託手数料**:有価証券等の売買・取引の際に仲介人に支払う手数料 ▶**信託事務の諸費用**:信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用 ▶**借入金の利息**:受託会社等から一時的に資金を借入れた場合(立替金も含む)に発生する利息

信託報酬率(年率)		配分(税抜)		
ファンド	信託報酬率	委託会社	販売会社	受託会社
債券重視型	**1.21%(税抜1.1%)**	0.6%	0.4%	0.1%
標準型	**1.43%(税抜1.3%)**	0.7%	0.5%	0.1%
株式重視型	**1.65%(税抜1.5%)**	0.8%	0.6%	0.1%

! 当該費用の合計額、その上限額および計算方法は、運用状況および受益者の保有期間等により異なるため、事前に記載することはできません。

◉税金 税金は表に記載の時期に適用されます。

以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

分配時	
所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%

換金(解約)時および償還時	
所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時および償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

・外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記の表における税金と異なる場合があります。
・法人の場合は上記とは異なります。
・上記は有価証券届出書提出日現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。
・税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(参考情報)ファンドの総経費率

債券重視型

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.22%	1.21%	0.01%

標準型

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.44%	1.43%	0.01%

株式重視型

総経費率(①+②)	① 運用管理費用の比率	② その他費用の比率
1.67%	1.65%	0.02%

・対象期間:2022年12月21日～2023年12月20日
・対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として、購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当り)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。
・費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。なお、新たな対象期間にかかる運用報告書が作成され、上記の総経費率が更新されている場合があります。
・①運用管理費用の比率、②その他費用の比率および総経費率は、表示桁数未満を四捨五入しているため、①と②の合計が総経費率の数字と一致しないことがあります。

Memo

Memo

NISSAY
ASSET MANAGEMENT

ふくろう教授の投資信託説明書(交付目論見書)
かんたんガイド
https://www.nam.co.jp/news/ipdf/mokuromi_guide.pdf

UD FONT
ユニバーサルデザイン(UD)の考えに
基づいた見やすいデザインの文字を
採用しています。

目論見書補完書面（投資信託）

（この書面は、金融商品取引法第 37 条の 3 の規定によりお渡しするものです。）

この書面および目論見書の内容をよくお読みください。

この書面および目論見書は、ご投資にあたってのリスクやご留意点が記載されております。お客様がお取引される際には、あらかじめよくお読みいただき、ご不明な点がございましたら、お取引開始前にお取扱い店にご確認ください。

お申込手数料	現在、当社では販売を行っておりません。
換金手数料	ありません。
信託財産留保額	各ファンドの交付目論見書をご確認ください。

取扱いコース	取扱いコースは、銘柄により異なります。お取扱い店にご確認ください。 分配金受取りコース／分配金再投資コース ※分配金受取りコースの場合、収益分配金は税金を差し引いた後、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。 ※分配金再投資コースの場合、原則、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。再投資を停止し、分配金受取りをご希望される場合はお取扱い店にお申し出ください。分配金受取りは、販売会社の定める所定の日からのお支払いとなります。
お申込単位	現在、当社では販売を行っておりません。
ご換金単位	分配金受取りコース：1 万口単位 分配金再投資コース：1 万円以上 1 円単位または 1 口単位 ※金額指定の売却においては、直近評価額の 90％の範囲内の金額とさせていただきます。 ※別に定める場合はこの限りではありません。
売買受渡日	交付目論見書に記載の各ファンドの換金代金のお支払日に準じます。

目論見書補完書面（投資信託）

当ファンドに係る 金融商品取引契約の概要	当社は、ファンドの販売会社として、募集の取扱いおよび販売等に関する事務を行います。	
当社が行う金融商品取引業 の内容及び方法の概要	当社が行う金融商品取引業は、主に金融商品取引法第 28 条第 1 項の規定に基づく第一種金融商品取引業であり、当社においてファンドのお取引や保護預りを行われる場合は、以下によります。 ・お取引にあたっては、保護預り口座、振替決済口座の開設が必要となり、当社とお客様との間の有価証券の取引、サービス等に関する権利義務関係を規定した証券取引約款に基づいて行われます。 ・外国投資信託証券の場合は、外国証券取引口座の開設が必要になります。 ・分配金再投資コースの場合は、累積投資口の開設が必要になります。 ・お取引のご注文に係る代金については、当社所定の日までにお預けいただきます。 ・ご注文いただいたお取引が成立した場合（法令に定める場合を除きます。）には、取引報告書を原則として郵送又は電子交付による方法により、お客様にお渡しいたします。	
会社の概要 （2023 年 9 月末現在）	商号等	SMBC日興証券株式会社
	登録番号	金融商品取引業者　関東財務局長（金商）第 2251 号
	本店所在地	〒100-8325 東京都千代田区丸の内 3-3-1
	加入協会	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会、一般社団法人第二種金融商品取引業協会、一般社団法人日本STO協会
	指定紛争解決機関	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
	資本金	1, 350 億円
	主な事業	金融商品取引業
	設立年月	2009 年 6 月
	連絡先	＜お問い合わせ全般はこちら＞ 0570-007-250（平日 8:00～18:00 ※祝日・年末年始を除く） ＜口座開設のお問い合わせはこちら＞ 0120-860-250（平日 9:00～18:00/土曜 9:00～17:00 ※祝日・年末年始を除く）

お申込みは

SMBC日興証券

（2023.10）